

京都市告示第548号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和 2年 1月24日

京都市長 門川 大作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	上賀茂水0107号	北区上賀茂狭間町48番地地先 同町50番地地先	
2	一乗寺水0058号	左京区一乗寺葉山町6番地の3地先 同町6番地の2地先	
3	大原水0693号	左京区大原来迎院町140番地地先 同町143番地地先	
4	御陵水0096号	山科区御陵檀ノ後2番地の1地先 同上	
5	西九条水0006号	南区西九条猪熊町32番地地先 同町33番地地先	
6	梅逕水0004号	南区東寺東門前町70番地地先 南区西九条横町3番地の1地先	
7	花脊水0154号	左京区花脊原地町137番地地先 同町139番地地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	清水水0012号	東山区玉水町72番地地先 同町70番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)